

会 議 案 第 5 号

大津市議会委員会等傍聴条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月25日

大 津 市 議 会 議 長
草 野 聖 地 様

提 出 者 議会運営委員会委員長
八 田 憲 児

大津市議会委員会等傍聴条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会等傍聴条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第70条第4項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）<u>第41条第2項</u>の規定に基づき、委員会、全員協議会、議会広報広聴委員会、<u>議会災害対策会議及び市政課題広聴会</u>（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴券の発行)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>傍聴人</u>は、傍聴を終え退場しようとするときは、<u>傍聴券</u>を返還しなければならない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある<u>もの</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>鉢巻き、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(3) <u>垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第70条第4項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）<u>第41条第3項</u>の規定に基づき、委員会、全員協議会、議会広報広聴委員会、<u>議会業務継続会議及び市政課題広聴会</u>（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴券の発行)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>傍聴券の交付を受けた者</u>は、傍聴を終え退場しようとするときは、<u>これを返還</u>しなければならない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある<u>物</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室等に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)</u>を連れてい</p>

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者

(5) ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第7条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 一略一

(1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た

る者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 一略一

(1) 委員会等における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室等に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

ときは、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。

(7) 前各号に定めるもののほか、委員会室又は会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者については、この限りでない。

2 一略一

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(3) 食事又は喫煙をしないこと。

(4) その他委員会室等の秩序を乱し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者については、この限りでない。

2 一略一

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退室しなければならない。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

幅広い層に議会に関心を持ってもらうことにより、多様な人材の市議会への参画を促進するため、傍聴環境を整備する改正を行う。